

平成 31 年度広島県立賀茂北高等学校入学者選抜(Ⅱ)(一般入試)実施要項

広島県立賀茂北高等学校
〒739-2311 広島県東広島市豊栄町乃美 632 番地
TEL 082-432-2224 FAX 082-432-2238
http://www.kamokita-h.hiroshima-c.ed.jp/

1 選抜の趣旨

広島県立賀茂北高等学校における教育を受けるに足る能力・適性等を判定するために、平成 31 年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項に基づき、次の要領によって実施する。

2 通学区域、課程、学科及び入学定員

通学区域	課程	学科	選抜(Ⅱ)入学定員
広島県一円	全日制	普通科	入学定員 40 名から、選抜(Ⅰ)及び連携型中高一貫教育に関する選抜に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数

3 全国募集

本校は特定校として全国募集を行う。

4 出願資格

次の①から⑤までのいずれかに該当する者が出願できる。

- ① 中学校を卒業した者
- ② 平成 31 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者
- ④ 平成 31 年 3 月に学校教育法施行規則第 95 条第 1 号又は第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者
- ⑤ 日本国内において、外国人学校の教育により 9 年の課程を平成 31 年 3 月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で平成 31 年 3 月 31 日までに満 15 歳以上に達する者

5 出願期間

(1) 入学願書

平成 31 年 2 月 13 日(水)から 2 月 18 日(月)正午まで
出身中学校長が郵便により提出する場合には、志願者名簿 1 部を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、2 月 15 日(金)までに必着するよう提出すること。

(2) 入学者選抜願

平成 31 年 2 月 20 日(水)から 2 月 22 日(金)正午まで
出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、2 月 21 日(木)までに必着するよう提出すること。

(3) 調査書等

平成 31 年 2 月 20 日(水)から 2 月 25 日(月)正午まで
出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、簡易書留郵便により、2 月 22 日(金)までに必着するよう提出すること。
※ なお、いずれの場合も、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

6 出願手続

(1) 志願者

ア 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後 5 年を超える者については、①の書類及び卒業証明書を 5 の(1)の期間内に、②及び③の書類等を 5 の(2)の期間内に、本校校長に直接持参により提出するものとする。

- ① 入学願書(様式第 1 号)
- ② 入学者選抜願(様式第 2 号)及び受検票(様式第 3 号)
- ③ 入学者選抜料(2,200 円)

「(全日制)広島県立高等学校入学者選抜料納付書」により納付した際に受け取る「(全日制)広島県立高等学校入学者選抜料領収控」(領収印のあるもの)を入学者選抜願(様式第 2 号)に貼ること。

イ 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

- (㊦) 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第 4 号)を平成 30 年 12 月 3 日(月)までに県教育委員会に提出し許可を得る。
- (㊧) (㊦)以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第 4 号)を入学者選抜願に添付する。
- (㊨) 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書(様式第 18 号)を本人が記入し、提出することができる。なお、中学校卒業見込者及び卒業後 5 年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。
中学校卒業後 5 年を超える者については、入学者選抜願とともに、5 の(2)の期間内に本校校長に直接持参により

提出すること。

(2) 出身中学校長

ア 出身中学校長は、次の①及び②の書類を 5 の(1)の期間内に、③の書類等を 5 の(2)の期間内に、本校校長にそれぞれ提出する。

なお、提出にあたっては、志願者の提出した①及び③の書類の記載事項等に誤りのないことを確認すること。

- ① 入学願書(様式第 1 号)
 - ② 志願者名簿(様式第 13 号)2 部
 - ③ 入学者選抜願(様式第 2 号)及び受検票(様式第 3 号)
入学者選抜料(2,200 円)を納付していることを確認すること。
- イ 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、5 の(3)の期間内に本校校長に提出する。ただし、平成 30 年 3 月以前の卒業者については、②及び③の書類は提出しなくてよい。
- ① 学校教育法施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書(様式第 8 号)
 - ② 第 3 学年の全学級の評定(成績評点)一覧表(様式第 10 号)1 部
 - ③ 評定(成績評点)集計表(様式第 12 号)1 部

ウ 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、5 の(3)の期間内に本校校長に提出する。

エ 県外からの志願者については、様式第 8 号に記載する内容をすべて含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(3) 県外等からの出願

本校を志願する場合は、入学願書提出前に広島県教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

ア 提出書類

- 「県外等から特定校への出願許可願及び確約書」(様式第 28-2 号)
- 保護者及び志願者の「住民票記載事項証明書」
- 「出身中学校長意見書」(様式第 31 号)

イ 提出期間

平成 30 年 12 月 13 日(木)から平成 31 年 1 月 8 日(火)正午まで
(ただし、日曜日、土曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日の期間を除く。)
なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1 月 7 日(月)までに必着するよう提出すること。また、志願者は郵送後、電話により速やかに広島県教育委員会に郵送した旨の連絡を行うこと。

ウ 県外等からの出願許可願の提出先

広島県教育委員会事務局教育部高校教育指導課 〒730-8514 広島市中区基町 9-42

7 志願変更

志願者は、1 回に限り志願した高等学校、課程又は学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)に再び出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。(県外等から入学願書を提出する者が、2 月 18 日(月)正午までに入学願書が提出できなかった場合は、志願変更はできない。)

中学校卒業後 5 年を超える者については、次の(2)の手続は、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

(1) 期間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。
平成 31 年 2 月 20 日(水)から 2 月 22 日(金)正午まで
郵便による取下げ(高等学校からの返却)及び再提出はできない。

(2) 手続

ア 志願者

- (㊦) 志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第 19 号)に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。
- (㊧) 再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書を含む。)の高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、6 の(1)の手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

イ 出身中学校長

- (㊦) 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りが無いことを確かめて、本校校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書を含む。)を受け取り、志願変更をする者に返却する。
- (㊧) 出身中学校長等は、再提出された入学願書を 6 の(2)の手続に準じて、所定の期間内に本校校長に提出する。

8 選抜

(1) 方針

選抜は、「平成 31 年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

(2) 一般学力検査及び面接

ア 一般学力検査及び面接は、志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査は各教科 50 点満点とする。

ウ 実施場所
広島県立賀茂北高等学校

エ 実施期日、教科及び時間割等

平成31年3月6日(水)			平成31年3月7日(木)		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・注意			
第1時限	9:30 10:20	国語	第1時限	9:00 9:50	理科
第2時限	10:40 11:30	社会	第2時限	10:10 11:00	英語
第3時限	11:50 12:40	数学	第3時限	11:20～	面接

オ 面接

次の評価項目により行い、70点満点で評価する。

①志望動機、②学習・部活動に対する関心・意欲、③理解力・表現力、④社会性、⑤面接の態度

(3) 合格者の決定

ア 一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、面接の点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して決定する。

イ 志願者から自己申告書(様式第18号)が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(4) やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜(Ⅱ)を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等

なお、大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書により確認する。

ア 手続

(7) 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①及び②の書類を志願先高等学校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。

① 追検査受検願(様式第20号)

② 大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書

(4) 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を平成31年3月8日(金)正午までに原則として持参により本校校長に提出する。

なお、提出にあつては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

① 追検査受検願(様式第20号)

② 大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書

③ 追検査受検願提出者名簿(様式第21号)

出身中学校長は、本校校長より交付を受けた追検査受検承認(不承認)通知書(様式第22号)を追検査受検希望者に交付する。

イ 選抜

(7) 検査方法 小論文及び面接

(4) 実施場所

広島県立賀茂北高等学校

(7) 実施期日及び時間割等

平成31年3月12日(火)		
時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・注意
第1時限	9:30 10:20	小論文
第2時限	10:40～	面接

(e) 携行品

a 追検査受検承認(不承認)通知書

b 選抜(Ⅱ)における携行品

ウ 合格者の決定

(7) 面接及び小論文の点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して決定する。

(4) 追検査受検者から自己申告書(様式第18号)が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

9 合格者の発表及び請書・辞退書の提出

合格者の発表を、平成31年3月14日(木)午前10時に本校格技場前の掲示板への掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。

なお、出身中学校長を経由(中学校卒業後5年を超える者を除く。)して合格者本人に合格の通知をする。いずれの場合も電話による照会には応じない。

※ 学校ホームページアドレス <http://www.kamokita-h.hiroshima-c.ed.jp/>

※ ホームページ掲載期間 平成31年3月14日(木)～平成31年3月18日(月)

※ 請書・辞退書の提出は、3月15日(金)9時から16時までとする。

10 その他

(1) 検査当日は集合時刻の10分前までに登校し、係員の指示に従うこと。

(2) 検査場内に携行できるものは、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、時計(計算機能又は英和英機能付きのもの等は不可)のみとする。万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなす。

(3) 本校の校舎内は、土足禁止となっているので、必ず上履きを持参すること。

(4) この要項に記載した内容以外のことについては、平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項によって行う。

(5) 志願についての虚偽の事実(学歴・通学区域・調査書等)があることが確認されたときは、入学許可後であっても入学を取り消すことがある。

(6) 選抜の結果、合格者とならなかった者が選抜(Ⅲ)を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

11 選抜(Ⅱ)の結果に係る簡易開示

(1) 開示内容

ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 開示請求対象者

選抜(Ⅱ)の受検者のうち不合格者(本人及びその法定代理人)

(3) 本人等であることの確認

平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項の別表第2(P96)に示す書類の提示により確認する。

なお、受検票は本人を確認する書類のひとつとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 開示期間

平成31年3月25日(月)から4月24日(水)までとする。(ただし、日曜日、土曜日及び学校が定める振替休日等を除く。)

受付時間は、9時から16時までとする。(ただし、12時40分から13時25分までを除く。)

(5) 開示場所

本校(受付窓口は事務室)

12 選抜(Ⅲ)について

選抜(Ⅲ)の実施の有無については、3月18日(月)10時に本校玄関前に掲示する。

実施する場合は、「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」の選抜(Ⅲ)に基づいて行う。